

第93回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第2日）

令和2年3月9日（月曜日）

出席議員 (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	中 石 嘉 勝	書 記	鎌 田 康 正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	藤 木 卓
	企画防災課長	服 部 憲 靖	税 務 課 長	山 田 裕 彦
	住 民 課 長	敏 蔭 高 弘	健康福祉課長	福 本 秀 基
	高年介護課長	長 峰 忠 夫	農林振興課長	衣 笠 俊 博
	商工観光課長	真 岡 伯 好	建 設 課 長	重 崎 勇 人
	上下水道課長	梶 本 周 作	上 月 支 所 長	横 山 重 明
	南 光 支 所 長	竹 内 秀 夫	三日月支所長	服 部 吉 純
	会 計 課 長	大 永 克 司	教 育 課 長	宇 多 雅 弘
	生涯学習課長	安 東 文 裕		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 3 号 第 3 期佐用町教育振興基本計画の策定について
日程第 2. 議案第 4 号 第 2 期佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定について
日程第 3. 議案第 38 号 令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について
日程第 4. 議案第 39 号 令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 5. 議案第 40 号 令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 6. 議案第 41 号 令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 7. 議案第 42 号 令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 8. 議案第 43 号 令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 9. 議案第 44 号 令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 10. 議案第 45 号 令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第 11. 議案第 46 号 令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について
日程第 12. 発議第 1 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。

皆様おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。本日もよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第 1 から日程第 11 までの提案に対する当局の説明は、3 月 3 日に終了しておりますので、順次、質疑・討論・採決を行います。

日程第 1. 議案第 3 号 第 3 期佐用町教育振興基本計画の策定について

議長（山本幹雄君） まず、日程第 1、議案第 3 号、第 3 期佐用町教育振興基本計画の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 全体的なことなんですけれど、ページ数では 54 ページから 57 ページにかけて、今回の 3 期振興計画の骨子ということで、基本方針、基本的方向、施策という形の一覧表があるんですけれど、1 期、2 期については、重点施策、それから事業内

容、事業名というような形のまとめ方が1期、2期にわたってされいたので、そこらへんの変更された経過というか、まとめられている結果について説明をお願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） それでは、お答えします。

大きく変えましたのは、県のソフトプランのほうに基本的には形式を合わせて、県と同じような形に評価ができたかなというふうに。以前にもやった時には、ちょっと、評価がしにくいという点も評価委員の方からも、ちょっとご意見をいただいていたので、はっきりと、このことについては、この施策で評価するというふうに、もう一度整理し直して、県に合わせて、こういう形にしたということです。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 続き？ほな平岡さん。

13 番（平岡きぬゑ君） 特徴的に第3期教育基本計画の骨子で比較しようと思ったんですが、ちょっと分かりづらかったので、全体としてですけど、今回、第3期計画の中で、特徴的なものとしては、3番目の人生100年を通じた学びの推進というところが、新たな1期、2期に比較して加えられたいうたらあれですけど、特徴があるのかなと、見て思ったんですが、そういうことになっていますか。お願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 私も県のソフトプラン見た時に、一番最初に目についたのが、人生100年という言葉でした。長寿命化というのか、健康寿命が延びたことによって、生涯にわたって学び続けるような姿勢であるとか、健康を維持していこうというのが県の姿勢で、そのまま、そういう形で言葉として入れさせていただいたのが、このことです。

議長（山本幹雄君） よろしいか。
はい、ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 8ページ、こころ豊かな人づくりの推進の中で、例えば、不登校生徒の支援を行っている。アですね。
それから、今後の方針としても相談体制を充実させ、心の教育に関する基本的な課題へ

の対応を図ると、こういうように謳われておるんですけど、これは、どういふようなん。現状把握のような格好の中で、しからば、それをやり遂げるには、どういふことをしていかなとあかんのんかというやつが抜けておるんじゃないかと思います。そこらへんは、どんなんでしょ。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 現在、以前に比べると、児童・生徒については、やんちゃな子はいません。

ただ、やっぱりおとなしく真面目な子が増えた半面、やっぱり、そういう不登校傾向の子が増えているのが、ちょっと、最近の状況です。

不登校傾向の子の原因につきましては、多種多様にわたっておりますので、このパターンが全部が合うという形ではありません。

だから、個々によって、それぞれ違いますので、明確にこれをしたらいというような方向性ができていないというのが実情でありますので、専門的な意見を聞きながら、その子、その子に応じたケアを努めて、不登校傾向を直していくというのが、今の現状の課題であります。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本君。

9 番（岡本義次君） それは、個々に、子に応じて、その対策なり打っていく分が違ってくるんだろうと思うんですけど、やはり、そこらへんの細かい点については、そういうやつを、どういうふうにするというのが、私は、例えば、11 ページのオの分ですね、多様な学習機会の充実の中で、佐用町子ども活動推進計画に基づいてと、こう載っています。そして、その中で、下のほうに多数の町民の参加を得ておるとか、そしたら、こういう、どう言うんですか、こんなんでも、もうひとつ、何をするんやというやつが具体的な分です。抽象的な謳い方で現状把握的なものだけであって、そういうやつが、もうひとつ、これ以上踏み込んだ分が抜けているんじゃないかと思う。そこらへんは、どんなんですか。この 11 ページについても。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 今、おっしゃっているのは、現状の検証結果と今後の方針というところのことですね。

それを受けて、次の章の第 3 章の佐用町のめざす教育というところで、具体的な方向性を書いておりますので、そちらのほうに、その対策というのか、その方向性が具体的には出ているように思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） そしたら、17ページの(3)ですね、思いやりの心が薄れ、感性を豊かにする機会が減少している。このことから、地域や家庭と連携・協働しつつ、体験活動の機会を確保していく必要性が指摘されている。

そして、その括弧の下の方で、道德教育とか人権教育の推進が必要であると。

ほな、必要であるんだったら、どういふようなことを、いつ、どういふふうな格好でやっていくんかというやつが、もうひとつ見えんのかないかと思うけど。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） なかなか道德教育、人権教育で課題となっているのが、教室で学んだことが、実際に実践の場でできていないというのが、大きな課題の1つでもあります。

だから、そういった課題を解消するために体験活動を取り入れて地域の方に協力を願いながら、いろんな体験をさせていただいているというところでございます。

だから、実践力をつけるというのが、そういった課題になっておりますので、地域の方に、今も協力をいただいて、いろんな活動をさせていただいておりますが、今後もそういった活動を増やしていけたらなと。

教育課程の中ですので、時数も限られてきていますので、できるだけ、そういう体験活動、実践の場を増やしていきたいなというふうには考えております。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 2番、児玉君。

2番（児玉雅善君） 18ページの5番、ICTによる技術革新の進展に関連して質問させていただきます。

昨今、SNS、LINEとかいろいろな問題で、それによって、いろんな犯罪とか、いろんなものに結びついている事案が、大変増えていっています。

そういったものの対策ですね、これは、学校教育だけじゃなしに、家庭教育、あるいは社会教育、全般通じてなんですけども、特に、学校教育の現場において、どういった対応を取っておられるのか、また、今後、技術革新が、どんどん、どんどん進んでくると思います。先生方も、いろんな、そういった知識ですね、次々新しいのが必要になってくるかと思うんですけれども、今後のそういった面の研修とか、そういった体制、今後、どうなって、どう取られていくのかお聞かせ願えますか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） スマートフォンとかパソコンとかを普通に子供たちは使っておりますので、それを制約するというよりは、使い方を、適切な使い方になるように教育しているというのが、今、現場の流れです。

各学校とも、例えば、サイバー犯罪の講演会を、毎年、1回、確実に開いておったり、それから、以前は保護者だけでしたので、大抵が中学生になったら、割とスマホを与える家庭も多いんですので、6年生対象に児童だけで、もう一度、そういう講習を開いたり、研修を開いたりという形も取っております。

基本的に、情報モラルの育成については、情報教育のほうで、主に中学校になりますが、そういう学習をしたり、いわゆる著作権の問題であるとか、そういったことも含めて情報モラルの教育を進めておったりします。

それから、中学校でも生徒会においては、自分たちでルールを決めて、何時以降は使わないとか、そういうふうな形で、自分たちで制約している分もありますし、先生についての、そういうパソコンとか、そういうのについては、今、デジタル教科書なんかについて、研修所のほうで、教科書会社をお呼びして、こういう使い方ができるというような形で研修を行っておりますので、これは毎年、これからも続けていく必要があるように考えております。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいか。ほかありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 10番、金谷君。

10番（金谷英志君） 12ページの学校・園規模適正化の推進ということで、お聞きしたい。

これは小学校が終わりましたから、中学校に関してなんですけれども、社会情勢の変化の中で、15ページにも「学校の規模にかかわらず教育の質を確保し、多様なニーズに応じた魅力・特色ある教育を受けられる環境を充実させ、子どもたち一人一人の可能性を最大限に伸ばさせることが重要である」というふうに述べて、その12ページでは、「少子化に伴う今後の学校規模等について、保幼小中連携のあり方や地域学校協働活動など引き続き調査研究を行う」とあります。

佐用町の学校規模適正化計画では、小学校を4校にして、中学校については、規模適正化を図るということですが、この学校規模適正化推進計画は、見直しがされるんかということ。これについては、町長の施政方針の中でも、ちょっと触れられました点がありましたから、中学校については、適正化がどういうふうに、今後、進められるんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 以前の計画におきましては、中学校は1校ということで、計画の案が出ておりますが、その1校にするかどうかも含めて、検討をしていきたいと考えており

ます。

来年度中には、その方向性を出していけたらなというふうには思っております。

いろんなメリット、デメリットがありますので、よりデメリットが少なくなるような形を取りたいと思っておりますし、中学校がどうであれ、今、保小の連携であるとか、小中の連携はかなり進めておりますので、そういった連携を、さらに深めていく傾向で、こちらでは考えておりますので、新しい計画の中にも学びの連続性というような言葉をつけさせていただいて、そういった連携教育を進めていく考えではあります。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 6 番、廣利君。

6 番（廣利一志君） ページにすると 21 ページ、それから骨子のところの 54 ページから始まるところの 56 ページで、教職員の方の働き方改革のところなんですけれども、全体に抽象的なものですから、現状がどうなのかというところと、課題と、それで、今後の取り組むところという形のところが、なかなか、ちょっと伝わってこないというところがあります。

56 ページで、教職員の働き方改革の推進というところで、そのア、イ、ウ、エとありありして、「学校業務改善の取組等を通じた教職員の児童生徒と向き合う時間の確保」と、それで、2018 年に文科省の実態調査によると、教員の長時間労働というのが問題になりまして、6 割が全国の教育の 6 割が 80 時間超えているという実態調査。2018 年にありますけれども、この児童生徒と向き合う時間の確保というのは、現状がどうで、課題が何があって、今後どうするというふうなところが、ちょっと見えてこないところがあります。

そのあたりは、まず、いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） まず、現状ですけど、新しい教育が、どんどん入ってきて、じゃあ、ほんなら、以前の教育が削除されたり、なくなったりしたかと言うと、なくなっておりません。どんどん増えるばかりです。

例えば、来年度、本格実施されます学習指導要領、小学校ですが英語教育が入ってきます。その分、1 時間授業を増やさないといけない対応になります。

じゃあ、今までやってきたことが、何か削減されるか言うたら、そうではない。どんどん、どんどん新しいことが入って来て、プログラミング教育であったり、そういった教育が入って来るばかりで、先生のしなければいけない現状は増えるばかりです。

そういったことに、例えば、1 つの授業をするにしろ、教材研究が、やはり必要になりますので、そちらをしようと思えば、子供となかなか向き合う時間が取れないのが現状です。

だから、事務的な作業もなるべく減らして、例えば、調査物であるとか、そういったものを整理して、なくせるものならなくしていこうというのが、今現状です。

そういったところで、事務的な作業の時間を少なくして、子供と向き合う時間を増やそ

うというのが目的であります。

例えば、佐用町で言えば、文書の出す分については、様式を統一して、例えば、サーバーの中に同じような同一の様式を入れて、どの学校へ行っても同じような形で行えるような形を取っていたり、そういった業務のことであったり、それから、行事の精選、以前に比べたら運動会であるとか、いろんなことの練習時間については、かなり減ってきております。効率化を目指して進めておりますので、なかなか進まないのが実態ですが、少しずつは、そういったことで業務改善は進めておりますし、どの学校にも業務改善担当というのか、それを推進会議を年に3回ほど開いておりますので、各校の取り組みを共有して、いい取り組みについては、同じような形で進められるようにはしております。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、廣利君。

6 番（廣利一志君） なかなか、そうすると、決意表明、時間の確保という形の決意表明ではあるけれども、実態は、なかなか1つ新しいことが始まると、時間が取れないという状態ですので、なかなか、長時間労働が改善するということについては、この要するに基本となるところが改善しない。そうすると、全体にそれは、これは極端に言うと、単なる決意表明かなというふうなところが、ちょっと感じるんです。

先ほど、2018年の文科省の実態調査と言いましたけれども、手元にないものですから、いろいろ調べてみると、その後、2019年、千葉県で調査した資料がありました。

それを見ると、平日の小学校、中学校の先生方の在校時間と、2019年の6月と11月に調べています。2回。校長、教頭とありますけれども、教諭、小学校の先生、6月は10時間12分。これが6月ですね。それから、中学校の先生方を見ると、これが10時間24分と。6月から11月には、若干、改善はあるんです。手元に、我々は、そういう資料がありませんので、大方、全国的には長時間労働というのは変わりはないのではないかなというふうに思うんですけれども。

先ほど、言われましたように、例えば、小学校で英語が始まります。プログラミングも始まります。そうすると、この児童生徒と向き合う時間の確保というのが、可能なのかなと。

それから、幾つか、それに関連するところで、学校の現場で、学校衛生委員会ですかね、これ義務づけられていますので、それがきちっと開催されているのかなと。

あるいは、昨年12月に先生方は時間外手当というのが出ませんので、その給特法というのが改正になりましたので。それが、今後の課題というか解決策になるのかどうか。

ちょっと、若干、そのあたりも含めていかがでしょう。

議長（山本幹雄君） それ、今の質問、教育長、答えられる？ 国の問題が大きいんじゃないかなと思うんやけど。

6 番（廣利一志君） 計画、我々は、この計画を…

議長（山本幹雄君） だけど、まあまあ、ほな教育長、答えて。答えられる？

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 現状ですと、なかなか難しいのは事実ですが、例えば、中学校については、やっぱり部活の時間が大きな問題になってくると思います。

それで、以前にも金谷議員の質問にもありましたが、変則労働制については、慎重に導入するのならないといけないなというふうには思っております。

と言うのは、例えば、中学校でも6時下校、明るい時は、最長で6時下校になっております。勤務時間は4時半ぐらいで終了です。だから、確実に長時間をなささいという形になってしまいますので、できるだけ6時下校で終わったとしても、下校指導もあったりで、大体2時間ぐらいで学校で業務する時間を決めて帰りましょうというのが、今の進め方です。

だから、小学校についても下校時間が過ぎて、1時間か2時間程度の仕事をして、なるべく早く帰りましょうとか、そういう進め方を、今、しておりますが、小学校については、私も佐用小におったんですが、朝、職朝して、教室に上がると、ほとんどもう下りてきません。と言うのは、30分休みもあっても、やっぱりノートとか課題とか見ているのが事実です。

だから、どうしても、そういったところで業務改善しようというのは難しいですが、小学校については、できるだけ空き時間を増やすような形を工夫して、ノートの点検であるとか、そういったものは、そういった空き時間を利用して見てもらえるような形で、子供たちと休み時間は遊べるような時間を、何とか、少しでもつくっていききたいというのが現状です。

できるだけ微々たるものであっても、業務改善については進めていきたいというのは、思っておりますが、小学校についても、何とか空き時間が出るような形の何か改善はできないかなというふうな、いろんな施策を、今、模索中でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、6番、廣利君。

6番（廣利一志君） 国の問題ではあるんですけども、裁量は自治体に任せられているので、その変形労働時間制についても、先ほど言われたような形で、どうするかというのが、来年これが可能になるということなんですけれども。

で、学校衛生委員会で、佐用町の場合は、小中学校、10人から49人のところに全てなりますので、事業者、教育委員会と衛生推進委員という形で、職員会議ではない会議がされているのかなと。実際のところは。

やっぱり期に、学期に1回とか、結局、そういう形が実態ではないかなと。月1回開催なんだけど、健康状態も含めて、あるいは衛生環境も含めて、それをテーマにする会議というのがされているのかなというふうなところが、ちょっと、現状がいかがかなというふうに思うんですが。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） ちょっと、今、データ、詳しいデータがありませんが、各学校については、やっぱり適正に勤務ができるような形で開かれているように思います。以上です。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 19ページ、施策、上ですね、教育施策で留意すべき点の中で、「SNSに頼らない人間関係づくり」「自他を大切」「思いやり」とか、「困難に立ち向かう力などを育成することが重要である」と、こういうようになっておりますけれど、これも現状把握であって、やっぱりこれをやっていくには、もっと、こういうことをせんとあかんでというやつが抜けておるんか、漏れておるんか知らんけど、そこらへんは、どんなんでしょうか。

議長（山本幹雄君） 岡本さん、これ基本の計画を書いておるんや。具体的なものを提出しているわけじゃないんや。

だから、具体的なものを知りたいんだったら、単純にこうなっておるけど、具体的にどうするんですかって聞かないと、抜けておるのが当たり前なんや。最初から書いてないんですから。

だから、質問するんなら、抜けておるんじゃなくして、これはどうですかと聞かないと、これは基本の計画を書いておるだけで、具体的なことは書いてないわけだから、その具体的なことを、もう1回言うけど、聞くんなら、具体的に、どうするんですかと聞かないと。

質問の仕方が違うよということ。

9番（岡本義次君） 言うたように、これから、こういうふうにするんには、どうするんですかということです。

議長（山本幹雄君） 指名してから立ってください。指名してから立ってください。

9番（岡本義次君） はい。

議長（山本幹雄君） 立っておるでしょう。今。手を挙げるんなら挙げてください。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本さん。

9番（岡本義次君） 今、ここに書いておるやつが、実際、具体的にやるんだったら、どうするんですかということ、その今のやつが抜けておるんじゃないですか。

議長（山本幹雄君） 単純に、そう聞いたらいいんです。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） SNSに頼らないということなんですが、これは、この教科ですとか、これですとかという形ではないです。

やっぱりコミュニケーション能力をつけるというのが、言葉じゃなしに、生の人間と直接話し合う力をつけていくというのが、実際のところですよ。

だから、そういったことについては、例えば、授業で主体的に学ぶような授業方法を取り入れることによって、授業の中で自分から進んで、自分の考えとか、そういったことを伝え合うような機会を増やしていくという、教育活動の中で、全部の中でやっていくというような形を取ります。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 下の(3)番の不登校対策という、年々、増加傾向にあり、5年間で1,500人増え、平成29年度でも7,200人に県下なつたと謳われております。

そして、佐用町にも小中学校の不登校の子がいらっしゃるに、やっぱり個々によって、その対策は違ってくると思うんですけど、その子供たちに対して、どのような指導なり、普段されていっておるのかということは、どんなんでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） まず、不登校傾向になったり、不登校の子については、まず、学校のほうが家庭訪問して、何とか家から出すような方の手だてを取るような形を取っています。

家から学校に一気に来れば一番いいんですが、なかなか、そういうわけにもいきませんので、まずは、適応指導教室に行きましょうというような形で進めております。

適応教室のほうで、大体学校のほうに意識が向いてくると学校のほうにという形で、学校と連携を取ったり、適応教室においても、学校と連携を取りながら授業の補習であったりとか、いろんな活動を通して学校復帰に向けて、中の中で、個々に応じた取り組みを進めております。以上です。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） そしたら、23ページ、テーマの中、「夢ある教育 きらめきプラン」、そして、その中の「学びを支える環境を充実させ」「夢や希望を持ちながら目標に向かって主体的・積極的に学ぶ力」とか、そして、「佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり」には、高度情報化とかいうようなの謳われおります。「広く社会に貢献できる人であって欲しいという願いを込めている」と、こう書いてあるんですけど、そういう、ほんなら貢献できる人を、できるようになるためには、そういう、どういようなことを、やられようとしておるのか、そこらへんは、どんなんでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、浅野教育長。

教育長（浅野博之君） このことについては、小学校、中学校出たから、すぐ人のために働こうというような意識が芽生えるいうふうにはないんですが、その素地をつくっていかうということで、自己有用感、僕は、このクラスの中で、こんな役に立っているんだとか、みんなのために、こんな役に立っているんだというような自信を持たせることによって、社会のためにも尽くしていこうじゃないかなというふうな気持ちが育っていけばいいかなというふうには思っておりますので、具体的に、こういうことをすればいいというような形ではなく、これも教育活動全般の中で、道徳教育であるとか、人権教育の中で、そういう素地を育てていけたらなというふうには考えております。

議長（山本幹雄君） はい、よろしいか。
はい、ほかありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、8番、石堂君。

8番（石堂 基君） ページ、6ページ、検証結果のほうから関連してお伺いをしたいんですけども、先ほど、金谷議員の質問の中でも、若干、触れられましたけども、検証結果で保幼小中連携の充実というところですね。

答弁の中に学びの連続性というのの必要性を教育長のほうもおっしゃられていましたし、また、今回の基本計画の概要で文科省が出している概要の中では、一番最後ですけども、新しい時代の到来を見据えた次世代の教育の創造という項目の中で、次世代の教育の創造に向けた研究開発、先導的な取組を推進というふうなことも触れられています。

その関連でお伺いするんですが、今回の基本計画策定に当たって、策定委員会のほうで、小中一貫教育ですね、あるいは保幼小中一貫教育、こういうふうな具体的な話が策定委員会のほうで触れられたのかどうか。

それと、多分、この計画自身を見れば、そこまでの具体性を持ったものは委員会のほうでは出ていないのかなと思うんですけども、小中一貫教育等に関する教育長の私感があればお答えをいただきたいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 一貫教育について、一貫教育がどういうふうな形で進めていくかという、まずは連携を深めていくのが佐用町の実態としてはいいかなというふうには思っております。

これも旧町単位で、例えば、上月小中は隣接いう形がありますけれど、佐用町については、ちょっと離れておりますので、それぞれの場所のあれにもよって、そういう特色ある取り組みができたらいかなというふうには思っておりますので、今でも各小学校区の中にある保育園については、定期的に保育参観をしたりとか、あるいは例えば、そこにも書いてあるように生徒指導の会については高校の先生も入っていただいて、高校との情報交換なんかをしておったりとか、そういった連携を、とりあえず進めていけたらいいかなというふうには思っておりますし、他地域では、例えば、6、3じゃなしに、句切りをもうちょっと細かく分けてというような取り組みも進められているところもあるとは思いますが、果たして、そのメリット、デメリットを、もう一度、ちょっと検証しないといけないうかなというふうには思っておりますけれど、とりあえず今、小学校は4校になりましたので、今の段階においては、連携を、ちょっと深めていこうというふうには、私は、考えております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。よろしいか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 一番最初の策定委員会の中でという話がありましたけれど、一貫教育については、意見は出ておりませんでした。はい、すみません。

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第3号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第2、議案第4号、第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 20ページ、③番ですね、子ども・子育てを地域で支え合う環境づくりの中で、ひとり親家庭の自立支援の推進、子育て応援グループ。20ページにもこう謳われております。

それから、22ページの真ん中に、「子育てに関する悩みへの対応が求められています」「特に、相談相手がなく、悩みの解消ができない孤立した世帯を支援することが重要です」と、こう謳われておりますけれど、これらの数は、佐用町で実際、何組ぐらいあるって、そういうようなのを、実態つかんでいらっしゃるのかな。

そして、そこらに、どういうふうな措置なりされておるのか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、福本君。

健康福祉課長（福本秀基君） お答えします。

相談の件数なんですけれども、件数については、ちょっと、すみません、手元に持ってませんので具体的な数字はお答えできないんですけれども、特に、こういった相談相手がいらっしゃらない方につきましては、計画書で言いますと、33ページの下の④ですね、地域子育て支援拠点事業と、これ佐用子育て支援センターでやっておりますママプラザ事業、それがこれに当たるわけでございますけれども、こちらのほう、インストラクターがおりますので、そういう悩みがある方におかれましては、ママプラザのほうの事業に参加していただいたり、こちらのほう、子育てに関する悩み、相談等を受けておりますので、ぜひこちらのほうをご利用いただきたいということで、周知のほうをさせていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） そしたら、26ページの(2)番、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの中で、「虐待防止に向けた支援や」と、そして、「多様な子育て支援のサービスの充実に努めます」ということで、こういう虐待の家庭いうのかな、そこらへん、佐用町としても何件ぐらいがあって、どのような指導をやってきておるんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 虐待につきましては、先日、予算委員会でもご質問がいただきまして、答えさせていただきました。

その時に、私、15、16 件と申し上げたんですが、調べますと、今現在、17 ケース、24 人の方の虐待ケースを、こちらのほうで把握しております。

これにつきましては、佐用町の要保護児童対策地域協議会という協議会を立ち上げておりまして、それぞれ専門の方、姫路のこども家庭センター、児童相談所なんですけども、こちらの相談員の方ですとか、佐用郡医師会のほうで、そういう児童の専門にされているお医者さんですとか、警察、また、教育委員会、それから龍野健康福祉事務所、そういった関係する機関で持っています要保護児童対策地域協議会、こちらのほうで、それぞれ対応のほうを協議しております。

それぞれは、個別のケースが出てきますので、個別ケースごとに、その子供に関わる一番関係されている方、例えば、保育園ですと、保育園の園長ですとか、小学校になりますと小学校の担任の先生、校長先生にも出ていただいて、状況を共有しながら、その対応策について協議させていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本君。

9 番（岡本義次君） そういう、この関係団体と一緒にあって、協議していきよる中で、やっぱり、どう言うんですか、その数が減ってきたり、また、さらに、そういうやつが虐待がなくなったり、そういう緩和いうのか、そういうええ方向には向かっておるんでしょうか。そこらへんは。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） なかなか、さっき言いました 17 ケース、この前後で例年推移しております。

中には、年齢が到達して終結するという部分もありますし、こちらの見守り、指導等によりまして、これ以上、虐待なりがですね、改善された、今後、そういうおそれもないだろうという方につきましては、ケースとして上げているところから終結という形で終わらせていただいておりますので、新規なり終わったケースを合わせますと、大体、この 17 ケース前後で推移のほうをしております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、8 番、石堂君。

8 番（石堂 基君） この計画の進行管理ということで、52 ページのほうにあります。
現在、パブリックコメント設けて、この計画書ができている段階で、これを始めていく

わけですけれども、計画の公表及び点検・評価というところで、実際には、この2期が始まることによって1年間終わることによって、点検・評価というものが、佐用町子ども・子育て会議のほうでチェックを受ける、評価を受けるということになります。

それで、国においては、この結果を公表するようというところで示していますが、具体的に1年ごとに、この子育て会議のほうで点検・評価を受け、その評価内容が住民のほうにということなのか、私たちも含めてですけれども、具体的に知らされるようになるのか。

あるいは、その必要が生じた時に、計画の変更も含めて公表していくのか。そのあたりは、いかがになっていますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 子ども・子育て会議なんですけども、こちらにつきましては、お手元の計画書の最後のほうにもメンバー、委員さんの名前が、構成表があったと思うんですけれども、こういった各団体、また、そういった保護者の方にも出てきていただいておりますので、こちらのほうで、一応、年1回、この計画についての進行状況の報告、また、評価のほうをいただいております。

現在のところ、その結果について、公表という形では、今、しておりませんが、今後も、5年計画ですので、当然、この5年の間に、また、状況等が変わってくると思いますので、途中、見直し等を行いまして、また、それにつきましては、ホームページ等で公表のほうはさせていただきたいと思っております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、石堂君。

8 番（石堂 基君） 国が示しているのは、具体的には、いつの時期にということは書いていないんですけれども、じゃあ毎年、その点検内容について公表するのではなく、必要な時にということで、理解してよろしいんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 基本的には、その必要に応じてという形でさせていただきたいと思っております。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。ほかないですか。
ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第4号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第38号 令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第5号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第3、議案第38号、令和元年度佐用町一般会計補正予算案（第5号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 11ページ、10節ですね。15項の10目のプレミアム付商品券事業補助金291万6,000円、そして、これは入のほうですけど、出のほうで23ページにも民生費、社会福祉費の中で716万2,000円と商品券事業費655万、こうあるんですけど、これ該当者は幾らぐらいあって、これはこれだけ少なくなったという、そこらへんの要因については、どんなのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） プレミアム付商品券でございますけれども、これはご存じのように、昨年10月の消費税引き上げに伴います低所得者の方ですとか、子育て世帯の方々に、そういった商品券を発行し、支援をしていくというものでございます。

人数なんですけども、まず、非課税者が3,810人。それから、子育て世帯につきましては、289人、合計4,099人の方が、このプレミアム付商品券の購入対象者という形になります。

で、実際、非課税者、申請者の数なんですけども、非課税者の方につきましては1,331人、申請がございました。率にしますと35%の方が申請されたということでございます。

子育て世帯の方につきましては、申請なしで、全て対象者289人の方に購入券のほうを発行させていただいております。

で、申請があった1,331人、非課税者の方ですけども、そこから、もう一度、扶養に入っておられるかどうかですとか、そういった調査、税務調査をいたしまして、購入券を、引換券を交付させていただいた数が1,279人ございました。

ですので、52人の方は、何らかの形で非該当という形になってございます。

で、出にも関係するんですけども、そのプレミアム付商品券の販売数でございますけれども、全体で販売のほうは 6,073 冊、販売のほうをさせていただいております。1 冊 4,000 円で販売しておりますので、収入といたしましては、1,429 万 2,000 円の販売の売り上げがあったということでございます。

ただ、この換金、この事業者さんが、その商品券を換金されるのに、一応、締切が明日、3 月 10 日までにしておりますので、ちょっと、その実績が、まだ、出ておりませんけれども、今現在、つかんでおる数字は以上になります。

ただ、その出のほうで減額、入で減額させていただいている率といたしましては、先ほど申し上げましたように、対象者に対して申請された方が 35%という、少なかったということでございます。

これにつきましての検証なんでございますけれども、やはり今回は、低所得者非課税の方については、申請をしていただかなければいけないと、そういった手間が、事務的にあったということ。

それから、商品券を購入されるのに先立って、そういう購入資金が必要になってくると。最大で 5 冊購入されるとしますと 2 万円が必要という形にもなってございますので、そういった事務的なところで、少なかったのではないかなというふうに推測されます。以上です。

議長（山本幹雄君） ちょっと、休憩します。

午前 10 時 19 分 休憩

午前 10 時 19 分 再開

議長（山本幹雄君） はい、再開します。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） すみません。申し訳ありません。

先ほどのプレミアム付商品券の販売の金額なんですけれども、私 1,429 万 2,000 円と申し上げましたが、すみません 2,429 万 2,000 円の誤りでございます。申し訳ございません。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 5 番、小林君。

5 番（小林裕和君） 18 ページです。情報通信施設費、工事請負費と備品購入費。

工事請負費については、12 月議会で消費税増に伴うものと、諸々で工事の請負契約の変更で議決させていただきました。

その工事請負費で 6,600 万円の減です。その入札減もあるんですけども、ほかに、これから、その工事費が少し変わってくるのかということと。

それから、備品購入費 6,951 万 6,000 円、これ当初予算で 6,970 万円ほど計上になって

おるので、ほとんどゼロになったということです。この経過ですね、購入しなくて済んだんでしょうけれども、結果的には、そのへんの経過だけ、ちょっと教えていただけますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

まず、工事請負費のほうでございますが、これ先だって、議決をいただきました。そして、消費税等引き上げに伴う分でも議決をいただきまして、その分について、今後、変更というものは、生じないわけでございます。

それと、この備品費でございますが、実は、この当初予算において、V-ONU の交換の事業でございますね、それについては、経費節減等の観点から工事費と備品費に分けて計上しておったわけでございます。V-ONU の工事費に 2 億 8,000 万円ほどと、備品に 6,900 万円余りを置いておったんですが、ご承知のとおり入札減ということで、工事請負費のみで済むような感じになりましたので、それを一括で、工事請負費でやったということで、備品費については、その分全て不要になったと、こういう経過でございます。以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 小林君。

5 番（小林裕和君） わかりました。

そこで、ちょっと、もう 1 回、工事請負費なんですけども、今回、6,600 万円の減額、トータル的には、12 月議会で議決した金額がトータル 2 億 8,500 万、8,600 万円あると思うんですけれども、それと、今回の 6,600 万円をすれば、ザクッとすれば、4,000 万円の、まだ、工事請負費の余力いうたらおかしいですけど、あるんです。だから、ちょっと、そのへんで、これから、その工事の関係について、そういう、まだ、3 月末まであるので、そのへんのが出てくるのかなという予測をしたんですけども。工事としてはないということなので、そのへんの状況、どんなんですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、藤木総務課長。

総務課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

ですから、この工事は、通信系機器の更新とか V-ONU 更新関係に工事費は全て落としたわけでございます。

この工事費は、通常の光ファイバー等のいろんな維持管理、その工事費等も含まれておりますので、その分については、まだ、若干、あるのではないかとということで、750 万円ほど、あと今後、3 月末まで、幾らか余裕をもって、これから運用をしていこうということで、考えて、その分は残しておるわけでございます。

ですから、臨時的な、先ほど言いました通信系機器とか V-ONU の工事については、もう不要ということで全て落としておるわけでございます。以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 先ほど、質問もありましたけれども、プレミアム付商品券事業について、歳入は 11 ページで国の補助金が 291 万 6,000 円減額。それから、23 ページの歳出、民生費の中では、委託料がマイナス 716 万 2,000 円。それから、負担金で減額 644 万 5,000 円ということで、それぞれ、数字が計上されておりますが、先ほど、全体として、子育ての関係者、いわゆる該当する 4,099 人のうち、子育て関係者 289 人に対しては、全員に商品券を発行した。非課税の方については、その申請、本人の申し込みというか、申請するという、そういう手続きだということなんですけれども、その子育て支援と、非課税関係者との違いというか、子育ての場合は、本来、本人が負担すべき 1 冊当たりの差額なんかはどうなったのか。そのへんも含めて、もう一度、この関係の事業について説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 非課税者の方と子育て世帯の方の違いなんですけれども、申請の違いですね、非課税者の方につきましては、先ほど言いましたように、非課税ということですので、税情報が、当然、必要になってきます。当初、対象になるだろうという方をピックアップいたしまして、当然、税務課と連携いたしまして、ピックアップさせていただいて、達した方には配布させていただいております。

で、それを元に達した方が申請をしていただいて、その申請書の中に税務情報の確認してもいいという正式な同意をいただいた上で、その税情報を確認し、非課税であるかどうか。また、扶養に入っているかどうかというようなことを調査いたしまして、その国が示しております非課税者に該当した方について、購入引換券を発行させていただいておりますという状況でございます。

子育て世帯につきましては、こちらのほうは税情報は関係ございません。あくまでも 3 歳未満の方のいらっしゃる世帯について、引換券を発行しますので、そういった同意が必要ませんので、その対象者の方について、全て購入券のほうを交付させていただいておりますという状況でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） すみません。

その制度のあり方が理解できていないので、あれなんですけれど、発行するということで、いただいた方は、それを使って初めて幾らか、差額分の利益が得られるということですよ。なので、実際、申請して非課税の方も受け取ったけれど、それが実際にどんな状況になったのか。

また、子育ての関係者の全員に交付されたものがどうなったのかという結果は、今、説明された 3 月 10 日ですか、その換金を見ないと分からないということではあるんですが、その交付自体が、いわゆる関係者の 3 割台、換金に至っては、もっと下がる可能性もあるのではないかと思います、そこらへんの消費税が引き上げられる手立てとして、国がやったわけですが、その効果のほどは、どんなふうに判断されていますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 購入券、子育て世帯 289 名の方に、これは購入引換券でございまして、商品券ではございません。購入引換券を発行させていただいて、それを持って、子育て世帯の方が引換券を持って、商工会のほうに販売の委託をさせていただいておりますので、商工会のほうに行って、その商品券を購入していただくということになりますので、その 289 人の方が全て購入されたかどうかというのは、そこまでは、今のところ分かっておりません。

それで、先ほど言いました購入引換券を発行させていただいた方が、非課税者の方が 1,279 人、子育て世帯が 289 人の方に購入できる引換券を交付させていただいておりますので、それを商工会で実際買われたのが、さっき言いました冊数ですが、6,073 冊、商工会のほうで商品券として販売した数でございます。

それを、今度、個人の方がお店で商品券を使われた、これが全て使ったかどうかというのが、今、これの締め切りが、明日 3 月 10 日で換金の締め切りになっておりますので、それを待たないと、幾らの商品券が使われたのかどうかというのは、今日現在分かりませんので、すみませんが、その実績については後日という形にさせていただきたいと思えます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） それで、23 ページにある 13 節、委託料、プレミアム付商品券関連事業委託料の 716 万 2,000 円の減額というのは、これは商工会に委託した関係の減ということでよろしいんですね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） こちらの委託料の減は、その申請書を受付して調査します。税務の調査しますので、その分について、事務の委託をさせていただいておりました。これは、日立の業者に事務を委託させていただいた分と、システム開発費の委託と、実績から見まして 716 万 2,000 円の金額という形になってございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 13 ページ、25 目、農林水産業費委託金、県営地籍調査事業委託金が 2,418 万円。これと出のほうで、29 ページ、55 目、2,299 万円、その中で測量調査設計委託料が 1,904 万円、これ、再確認の意味で、この要因と、それから、平成 31 年度、令和元年について上げておったところが予定どおり順調にできたんかどうか。そこらへんについて、述べてください。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） はい、お答えいたします。

まず、この金額につきましてですが、6 地区の地籍調査を行っております。ただ、単年度で終わるというところではなく、短いところでも 3 年、4 年かかると。長いところだと、5 年、6 年かかるというところになっております。

そういった中で、この事業費の確定ですが、県の委託を受けてやっておる事業でございます。そういったところで、毎年、要望を行っておるんですけども、県の割り当てということがありますので、その割り当て金額が、今回決まったというところで、委託金の減額等をさせていただいております。

次に、実施している地区、これにつきましては、先ほど言いましたように、複数かかりますが、今のところ、特に遅れておるとか、そういったところはないというふうに聞いております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 5 番、小林君。

5 番（小林裕和君） 同じく 29 ページです。農林振興費、産地パワーアップ事業補助金、それぞれ取り組みの生産のコストの縮減とか生産性の向上、それから販路とか云々で、当初予算で把握しています。

それで、この 465 万 6,000 円、これ入もそのまま、そっくり落ちているということで、これの認可が、要望したけれども、認可が下りなかったのか。採択基準に合わなかったのか。それとも、ほかの理由で半額以下になったのか、そのへんの状況だけ教えていただけ

ますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） はい、お答えいたします。

この事業につきましては、議員おっしゃられたように、10 パーセント以上の経済効果と
いますか、効率アップというのが条件とされています。そういった観点から、なかなか
申請するのが難しいという状況になってございますので、今回につきましては、予算とし
ては2件、予定をさせていただいていたんですけれども、実際には1件のみの申請という
ことでございました。

あと似たような形で、強い農業とか、別事業がございますので、大きな担い手農家につ
きましては、そちらの申請がしやすいほうの事業を活用されているといった実態がござい
ます。以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9番、岡本義次君。

9番（岡本義次君） 32 ページ、15 目、道路維持費、2,800 万円。それから、道路新設、
20 目ですね、2,266 万円。これらについて、次年度にも持ち越しするんでしょうけれど、
主だったところでやった分、どういうところをやりましたか。

〔建設課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、重崎建設課長。

建設課長（重崎勇人君） はい、お答えいたします。

まず、道路維持費につきましてですが、いろいろ現場のほうがございますが、主なもの
としては、舗装の修繕工事、これにつきましては、三日月中学校へ上がる小中学校線
の舗装のやり替え、また、これも三日月地区ですが新宿中安線、三日月から中安のほうへ
抜ける町道でございますが、そういったものの舗装修繕。それと、また、町内で、部分的
に舗装が傷んでおるところを修繕を行っております。

次に、道路新設改良費でございますが、これにつきましては、大きいもので、町道久木
原線、これは上月地区の西大畠地内でございますが、その防災工事を行っております。

また、播磨徳久駅横の J R に関する工事、その道路改良新設工事等を行っております。
以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君）

はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君）

23 ページから 24 ページにかけて、民生費の中の高齢者福祉費について、お尋ねします。

扶助費で、まず 1 つは、老人保護措置費が大幅な減額 2,000 万円余りありますが、これは通常、こういうこの年度、この時期にはこうなるのか、特別な理由があるのか、その点を伺いたいのと。

24 ページは、また、別の項ですけれども、建設費の関係での地方債の減額、国、県の減額で大きな補正になっています。次年度に繰り越すという経過ではありますけれども、そのへんに至った状況を説明お願いしたいんです。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君）

長峰高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君）

はい、お答えをいたします。

まず、23 ページの扶助費、老人保護措置費 2,035 万円の減額ですけれども、これにつきましては、平成 31 年度当初予算で佐用朝霧園に入所されている方と、佐用町内の方が町外の養護老人ホーム等に入所されている方、それらの方々に対する措置費でございます。

当初は、町内の方 38 名、それから町外の方 3 名の 41 名の予算を見込んでございました。それで、この令和元年度中に人数が減ったということで、主な理由としては、お亡くなりになられたとかというようなこと、それと、あと新たに入られる方がなかったというような理由で、直近でございます 2 月現在で、町内の方が 28 名、それから町外の方が 3 名で 31 名ということで、予算と比べますと、10 名の減があったということで、措置費のほうの支払い予算として、今回、減額をさせていただいております。

それから、34 ページの高齢者福祉施設整備事業費でございますが、この事業につきましては、ご存じのとおり林崎の佐用朝霧園の建設にかかる事業でございます。去年の 6 月議会の時に、当初の工事請負費では、少し不足するということで、債務負担を組ませていただきまして、令和元年度工事請負費で 7 億円、それから、令和 2 年度に 3 億円債務負担ということで、工事請負費を置いておりました。実際のところ入札をいたしまして、現場のほうに入っておるわけですが、先般 3 月 3 日の工事請負費の変更契約のほうでも上げさせていただいた時に、提案説明で言いましたけれど、若干、工程のほうが遅れてございます。令和元年度に 7 割、令和 2 年度に 3 割という当初の進捗を予定しておったんですけれども、今時点で、令和元年度中の進捗予想が 52%、令和 2 年度に 48%になる見込みだというようなことと、あと当初、今年度中に全て終わる部分も手数料でありますとか、下水道の加入、それから、高度情報通信の負担金等につきましても令和 2 年度に実施することになりましたので、工事請負費と合わせて、そういう関連の予算について、令和元年度、令和 2 年度と精査して、予算のほうを、こちらのほうでは減額をさせていただきまして、令和 2 年度に債務負担行為として、ページ数 5 ページのほうに記載をしておりますように、先ほど言いました工事請負費関係の限度額のほうを 5 億 8,265 万円ということで、こちらのほうには、工事請負費と、あと備品購入費、それから、施工管理の委託料等について、計上させていただいております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 最初にお尋ねした老人保護措置費の人数が 10 人減ったということでの減額なんですけれど、この今、建設中の新しい施設も含めて、入所に当たっての入所基準というか、なかなか厳しいので、入りたいと言うたらあれなんですけれど、専門の方などが入所すべき方だというような方も、なかなか入りにくいというようなことをお聞きしたこともあるんですけれども、そのへんは、入所に当たって審査される上で、基準的なものでは、どうなんでしょうか。せっかくの施設で、利用できる方は利用するべきだと、私は、思うんですけれど、そのへんはいかがでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、長峰高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） 入所基準のほうなんですけれども、まず、基準につきましては、老人福祉法のほうで、養護老人ホームに入られる方というのが、環境に困難な方。それから、経済的に困難な方ということに該当される方が入られるということになってございます。

それで、実際に入所される場合には、町の地域包括支援センターの職員でありますとか、あと関わっておられます地域の民生委員の方とか、そういった方からご相談がございまして、それで、そういった方について、個別に入所判定委員会という委員会を設けて、そちらのほうで判断をさせていただいております。

判定委員の委員の方につきましては、医師の方がお二人、それから、朝霧園の園長、それから、私と、あと地域包括支援センターのセンター長で入所判定のほうをさせていただいております。

それに当たりましては、かかりつけ医の方の診断書でありますとか、その方の成育歴、それから、ご親族の方が、どのような状況にあられるのかとか、そういった部分も勘案しながら、総合的に判断をしているというような状況でございます。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 5 番、小林君。

5 番（小林裕和君） 30 ページの林業振興費の負担金補助及び交付金で、住民参加型里山再生事業負担金、これ当初予算からだったら、事業だったら 2 割しか消化、事業が実施できていないということで、その当初上げていたのから、どのような経過で、これだけ面積が減ったとか、参加活動団体が減ったのかというので言うと、結果を見て、今後、こういう、この事業がどういうふうになっていくのかというのを、少し、どういう状況なのかということ。高齢化とか、そんなんで、難しい状況はあるんでしょうけども、この事業はどのようなかという行く末ですね、ちょっと、聞かせていただきたい。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） はい、お答えいたします。

この事業につきましては、ちょっとよく似た事業で、住民参画型の森林整備事業というのと、再生事業というのとはございまして、これにつきましては、森林多面的機能制度というほうの事業でございます。これにつきましては、本年度につきましては、6地区で実施をしていただいております。これにつきましては、それぞれの地域で里山林の整備保全につきましては、1ヘクタール当たり16万円の事業の25%助成し、森林整備につきましては、ヘクタール当たり38万円の25パーセントを支援するというものでございます。

今現在、6つの集落で実施をしていただいておりますけれども、なかなか難しいところは、先ほどおっしゃられましたように、その地域で活動をするという必要がございますので、高齢化といった問題がございますので、なかなか集落での取り組みというのが難しいような状況でございます。それぞれのところで活動組織というのを結成していただいております。以上でございます。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 小林君。

5番（小林裕和君） 6地区ね、当初予算で6地区、10何ヘクタールかな、何か、そういう計画で上がっていたと思うので、それが、たまたま2割しか消化していないので、それは、ただ単に面積が減ったのか、地区が減ったのかというの、そういうことを総合的に勘案したら、これから見通しですね、この事業に対する見通しはどうかというのが、ちょっと聞きたいんです。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） これにつきましては、何地区という形での予算計上という形ではなくて、見込み面積ということで予算計上のほうをさせていただいておりますので、実際に、それぞれの地域での活動をしていただけた面積というのが、実際には少なかったというところでございます。

今後の見通しなんですけれども、一応、令和元年度で終わるところが1地区。それから、2年度で終わるところが1地区。3年度でそのほかのところは、一応の終結ということでございます。

今後につきましては、今現在、それ以降については、立っていないというような状況でございます。

あと、これは自分たちでの活動が必要ということで、申請のほうに難しいということで、今現在、徐々に多くなっておりますのが、ちょっと要件は厳しゅうございますけれども、県のほうで実施しておりますバッファゾーンの整備事業のほうでの申請ということで、今現在、町内では金屋のほうで取り組んでいただいたりといった形で、自分たちの負担と労力の負担ないほうへの申請が何とかならないかというような相談等をいただいて申請をしているといったような状況でございます。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5 番（小林裕和君） 感想としては、今後、まあまあ、そういう活動組織が、なかなか動けない。当初、目標にしていた面積までもできなかった。年間を通してできなかったという結果で、今、課長が言われたように、別の事業にシフトするということは、見通しとしては、この事業はなかなか、活動組織がやっていただくということは大変だということ Understanding that it's good, right?

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 私のほうでまとめます。

今、課長が、今、実際に、取り組んでいる事業、箇所等については、説明したとおりです。

それが、なかなか実際に活動していただく地域の、それぞれの集落の活動、力というものが無いということで、実際、やりたいけれどもやれないというのが現実になってきております。

これまで、かなりこの事業も当初、取り組んでいただいて、それはやはり、まだ、力がある、そういうやれる活動員がいらっしゃるところ、そういう元気な集落が、何とか、この事業で実際に実施していただいて、これによって、かなりの住宅の裏山等がきれいに整備ができて、これを見て、ほかの地域の方々も、こういうのやりたいなという希望は、非常に強くあったわけですね。

ですけれども、あとやれるところを、もう既に、かなり何とかやって実施できて、あとはこれから、だんだんとそうした力が、地域に人材がない。人がいないという中で、やりたくてもできない。

だから、今、課長が言いましたように、県がこれを、県事業としてやっていただけたところはやっていただきたいということなんですけれども、これも県の事業も非常に予算が限られていますから、なかなか申請しても全部のところ採択をしていただけたわけではありません。

そういう中で、町としても、こういう里山だけではなくて、今、山の管理の中で、特に雑木林等、まだ制度上、あまり間伐、今の人工林のような制度もない。補助制度がないというような中で、森林環境税等の活用によって、そうした雑木林である広葉樹林も整備をする中で、できる限り集落のそうした周辺、そういうところを優先的にやっていけないかということで、今年、金屋で1か所、実際にどれぐらいな費用と、全部伐採するのではなくて、幾らか残しながら整備を行うというようなやり方で、今、取り組んでおります。

でも、やはり実際やってみると、搬出する木材というのは、材というのは、ほとんどがチップ材という形になって、工場、チップで、今の相場でトン 6,000 円ぐらいしかありませんから、相当補助金といいますか、事業費を、そうした環境税等を充てないと、これ実施できません。

ただ、今後、環境税も来年は倍、3,500 万円ぐらいの環境税が交付されますけれども、全て、それに使うわけではないんですけれども、そういう箇所、集落の状況を見て、そういう事業が優先的に順番を決めながらやっていけるところは、町としても、そういう事業に

も取り組んでいかなきゃならないなというふうに思っております。

そうということで、なかなか集落の力で、皆さんでやっていただきたいという、この事業は、それは、まだやっていただければ、それに越したことはないんですけども、これは、状況から見て、どんどんこの事業が各地域で実施していただけるというような状況は難しいだろうなということを思っております。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 38 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 38 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を 11 時 10 分とします。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 4．議案第 39 号 令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 4、議案第 39 号、令和元年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 4 ページ、国保の分ですね、一般被保険者療養給付費の中で、5,960

万円少なくなっております。これ 12 億円からの分で、これぐらいだったら実績見込みの中で、精査かも分らんけれど、これの要因と。

それから、町ぐるみ健診なんかやっていますね。それは、対前年と比べて、その受けておる人が多かったんか、少なかったんか。

そして、その中で、特に胃がん検診とか、肝臓とか、特に、そういう見つかって、その人に連絡して、その人が、そういう胃がんの病院へ行って検査を受けた。そういうような人は何例はあったんでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、敏蔭住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） それでは、まず最初に申されました保険給付費の関係ですけれども、この保険給付費につきましては、県のほうが予算化しております。この給付費の予算につきましては、前々年度とか、そういった絡みで、保険給付費が幾らくらいになるだろうかということで試算をしたものが、当初予算のほうに上げさせていただいております。

若干、県のほうの予算化のほうも多く見積もっていたというふうな関係もございまして、精査しますと、金額的に見ますと 5,960 万円の減額というふうなことでございまして、この見込みとしては前年並みの医療給付費というふうなことに落ち着くんじゃないかなと、今のところ考えております。

それと、先ほど申しました健診の件ですけれども、今年度の集団健診等、12 月末で集計しますと 30.8%でしたかね、前年よりは、若干、集団健診おちてるんですけれども、そういった中で、今、申されましたがん検診とか、そのがん検診の結果の詳しく詳細な報告、内容、そういうふうなところについては、ちょっと分かり兼ねるんですけれども。

そのがん検診は、健康福祉課の課長のほうが答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、福本健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） がん検診につきましてですけども、ちょっと正式な数字というのは、手元に持っておりませんが、大体 1 検診に当たって、1 人から 2 人、多い時でも 3 人程度、どうしても要検査、再検査が必要ですという方はあります。

その方につきましては、保健師のほうで、その方に直接ご連絡さしあげまして、こういう結果が出ておりますので、直近に医療機関のほうで再検査を受けていただくようにというふうな推進のほうを行っております。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。ほかありますか。ほか質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 39 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 39 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 40 号 令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 5、議案第 40 号、令和元年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 40 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 40 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 41 号 令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 6、議案第 41 号、令和元年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 7 ページ、説明の時には実績見込みということでありましたけれど、24 目の地域密着型介護サービス給付費が 1,500 万円。そして、30 目の施設介護サービス給付費が 2,600 万円。いわゆる金額からしたら、4 億 8,033 万円とか、10 億 5,900 万円とか、そういう中ではあるんですけど、この要因と、それから、実際、人によっては、利用言うのか、受ける人が回数が違っておりますけれど、そういう人的には、何人ぐらいの方が、その 24 目と 30 目受けて、利用しているのかということが教えてほしいと思います。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） はい、お答えをいたします。

地域密着型サービス給付費及び施設介護サービス給付費の減額でございますけれども、こちらのほうにつきましては、平成 30 年度の介護認定を受けられた方のうち、比較的軽い要支援の方につきましては、前年と比べまして 4.6%人数のほうが増えております。

逆に要介護度 1 以上 5 までの方ですけれども、そういった方につきましては、4.6%人数のほうの前年と比べて少なくなっているということで、介護度が 1 以上の方について、人数のほうが減っております。そういった関係で、今、説明をしております地域密着型でありますとか、介護施設等を利用する方が減っているというようなことが大きな要因だと考えられます。

逆に 9 ページ以降の介護予防、こちらのほうにつきましては、先ほど言いました要支援の方がご利用になられるサービスでございますけれども、そちらのほうは当初予算見込よりも、まだ、増えておりますので、増額のほうの補正をさせていただいております。

それで、地域密着型サービス、それから、施設介護サービスのご利用の方の人数なんですけれども、ちょっと具体の人数のほうは、ちょっと手元のほうにございませんので、申し訳ないんですけれども、地域密着型サービスと言いますのは、通所、いわゆるデイサービスでございますとか、あと認知症の通所とか、グループホーム、そういったサービスを利用される方で、主に佐用町内に在住の方が利用される施設ということになっております。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 今の数なんですけれども、後でも結構なので、人数だけでも、どれぐらいの方が利用なり、デイサービスなりに、ずっと行かれておるのかいうのを、また、教えてください。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） 後日になりますけれども、後でまた、ご説明のほうをさせてい

ただきます。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 41 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 41 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7．議案第 42 号 令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 7、議案第 42 号、令和元年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 42 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 42 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8．議案第 43 号 令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 8、議案第 43 号、令和元年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 43 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 43 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9．議案第 44 号 令和元年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第 3 号) について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 9、議案第 44 号、令和元年度佐用町特定環境保全
公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 44 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 44 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10．議案第 45 号 令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）
について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 10、議案第 45 号、令和元年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 45 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 45 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 46 号 令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 11、議案第 46 号、令和元年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本義次君

9 番（岡本義次君） 5 ページ、建設改良費で、債務負担行為で 3,479 万 8,000 円を少なくしておりますが、これ 2 年度で全部、もう片ついてしまうのでしょうか。そこらへんは、どんなですか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） お答えします。
こちらについては、それぞれ水管橋とか、そういった工事を実施しておるんですけども、今年度につきましては、それぞれ双観橋や石井橋とか、そういった部分、計画しておったんですけども、県の事業の関係で双観橋、これが実施できないということで、そういった部分で減額をしております。

いろいろ県の事業とかで、移設とかそういった部分があるんですけども、そういった部分で、県の事業の関係で遅れたりとかいう部分がありますので、そういった部分で実施できない分については、先送りという形で、減額させていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 先送りになっておるんやけどね、この11ページの一番下にも書いておるんやけれど、これらが、歩道橋も工事が始まろうとしておりますし、それらが令和2年度で全部片がつくんかということを問うたわけでございます。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、上下水道梶本課長。

上下水道課長（梶本周作君） 双観橋につきましては、歩道橋とは関係なく、今の現況の橋の下に水管橋があるんですけども、そちらの入替えということで、こちらの長寿命化の計画、これが県のほうで、歩道橋と別に2か年で行うような実施の計画があります。そちらの足場を利用させていただくという関係上、来年度では、ちょっと、まだ、実施が無理というようなことで、それ以降、あとの2年間で実施という形にさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 分かりました。2年度かかるということです。
それから、6ページの2番の投資活動によるキャッシュ・フローと3番の財務活動によるキャッシュ・フロー、これについての説明をお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） 6ページのキャッシュ・フローなんですけれども、こちらについては、お金の動きを表した計算書でございまして、今年度、平成31年度の4月1日から令和2年度の3月31日までの現金の動きを表したものでございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローというのは、実際、営業していく上でのお金の動きを、業務活動していく上でのお金の活動を表したものでございます。

それから、2番の投資活動におけるキャッシュ・フローというのは、今の財産の関係、投資証券の関係とか、そういった部分、投資活動によるお金の動きを表したものでございます。

それから、3番の財務活動によるキャッシュ・フローというのが、実際、企業債等を借りたお金であったりとか、他会計からの出資による収入、そういう部分を表したものでございます。

それで、実際、8番の資金期末残高というのが前年度の最初の現金で、それから、6番の資金期首残高というのが、本年度事業が終わった時の現金ということで、差額が、今年度、それだけ赤字というふうな形になったという形を表した計算書になります。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本義次君。

9番（岡本義次君） 2番の投資活動による8,347万、これ少なくなっておる、この要因については、どんなん。ほな。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） すみません。名目予算で上げていた分を、ちょっと精査したという形になっております。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。ほかありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第46号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第46号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 発議第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第12に入ります。

日程第12は、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、日程第 12、発議第 1 号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）についてを議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。産業厚生常任委員長、加古原瑞樹君。

〔産業厚生常任委員長 加古原瑞樹君 登壇〕

産業厚生常任委員長（加古原瑞樹君） それでは、ただ今、上程していただきました加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書について、説明させていただきます。

配付させていただきました意見書の朗読をもって、説明とさせていただきます。

加齢性難聴は、加齢によって起こる難聴で、誰でも起こる可能性がある。一般的に 50 歳頃から始まり、65 歳を迎えると急に増加すると言われており、60 歳代前半では 5 から 10 人に 1 人、60 歳代後半では 3 人に 1 人、75 歳以上になると 7 割以上との報告もある。

この加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっている。また、コミュニケーションが減り、脳に入ってくる情報が少なくなることによって、脳の機能低下につながり、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められている。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たりおおむね 3 万円から 20 万円であり、保険適用でないため全額自費となる。身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により 1 割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約 9 割は自費で購入していることから、特に低所得者の高齢者に対する配慮が求められる。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体では高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。以上です。

何とぞ、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（山本幹雄君） 発議第 1 号に対する説明が終わりました。

なお、本案については、本日即決とします。

これから発議第 1 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより発議第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第 1 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

議長（山本幹雄君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りします。議事の都合により、明日 10 日は、本会議を休会したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よってそのように決します。
次の本会議は、明後日、3 月 11 日、水曜日、午前 10 時より再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださるようお願いします。
それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午前 1 1 時 3 7 分 散会
